

安全衛生推進者養成講習会開催のお知らせ

(社) 日本労働安全衛生コンサルタント会では、この度、新しく「安全衛生推進者養成講習会」を下記により開催いたします。

記

開催日時 平成 24 年 3 月 26 日 (月) ~ 27 日 (火)
場 所 東京都港区芝 4 - 5 - 5 三田労働基準協会ビル
定 員 32 人
受講資格 特にありません (どなたでも受講可能です)
受講料 10,500 円 (消費税込)
他にテキスト代 1,260 円 (消費税込)
電話予約のうえ、別紙「講習受講申込書」を FAX してください。
TEL:03-3453-7935 FAX:03-3453-9647

★ 郵便振込み

口座番号 00160-1-60734

口座名 (社) 日本労働安全衛生コンサルタント会

なお、一旦納付された受講料は原則として返還しないことになっていますが、講習開始日の 7 日前までに取り消しの申し出をされたときは受講料の全額から返還に伴う振込手数料を差し引いた額を返還します。

また、受講申し込みをされ方に受講できない理由が生じた場合、講習開始日の前日までに申し出のあったときは、代わりの方の受講を認めます。

労働安全衛生法では、常時 10~49 人の労働者を使用する事業場 (注) では「安全衛生推進者」を選任しなければならないことになっています。

(注) 林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業および機械修理業に属する事業場

それ以外の業種の事業場では「衛生推進者」を選任することになります。「衛生推進者養成講習」は、5 時間 (1 日) です。本会では、平成 24 年度の早い時期に開催を予定しています。

【本会の講習会の特色】

(社) 日本労働安全衛生コンサルタント会は、労働安全衛生法第 87 条第 1 項に基づいて設立されている職場の安全・衛生に関する専門家集団です。その専門家集団が主催し、本講習の講師には、会員であるベテランのコンサルタントが当たる質の高い講習です。ご満足いただける講習会になると思います。

また、本会は全国に 2,600 人を超える会員を擁していますので、講習を修了されたあと、それぞれの事業場で「安全衛生推進者」としてご活躍される場合に生ずる種々の問題について、容易に専門家である会員コンサルタントに相談することも可能です。

安全衛生推進者養成講習カリキュラム

< 1 日目 >

時間	科目	範囲	講習時間	テキスト	備考
9:30~11:40 (途中休憩 10分)	関係法令	労働安全衛生法および労働者派遣法並びにこれらに基づく命令の関係条項	2時間	第6章	
11:40~12:40	昼食休憩	—	1時間	—	
12:40~14:50 (途中休憩 10分)	安全管理	安全衛生推進者の役割と職務 安全活動 労働災害の原因と再発防止対策	2時間	第1章	
14:50~15:00	休憩	—	10分	—	
15:00~16:00	安全衛生教育	安全衛生教育の方法 作業標準の作成と周知	1時間	第5章	

< 2 日目 >

時間	科目	範囲	講習時間	テキスト	備考
9:30~11:40 (途中休憩 10分)	危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等	危険性または有害性等の調査およびその結果に基づき講ずる措置等	2時間	第2章	
11:40~12:40	昼食休憩		10分		
12:40~14:50 (途中休憩 10分)	作業環境管理及び作業管理	作業環境測定 作業環境改善 作業方法の改善 労働衛生保護具	2時間	第3章	
14:50~15:00	休憩		10分		
15:00~16:00	健康の保持増進	健康診断 労働衛生統計 労働生理 健康教育	1時間	第4章	
16:00~16:10	修了証交付	—	10分	—	